

四国航空(株)の航空事故に係る勧告に基づき講じた措置について(完了報告)

【航空事故の概要】(H23. 9. 22発生)

四国航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型JA6522は、平成23年9月22日(木)、送電線監視飛行のため、09時23分ごろ高松空港を離陸し、送電線監視飛行を実施中、機内に焦げくさい臭い及び白煙が発生し、10時10分ごろ香川県東かがわ市引田所在の野球場に不時着した。同機には、機長のほか、同乗者2名が搭乗していたが、死傷者はいなかった。同機は、不時着後炎上し大破した。

【同社に対する勧告内容(参考)】(H25. 6. 28)

- ・四国航空株式会社は、ユーロコプター式AS350B3型機の後方荷物室に荷物を積載する場合、積載物の移動による不測の事態を防止するため、飛行規程にあるとおりにネットによる積載物の移動防止措置を講じること。
- ・同社は、爆発物等に該当する物件を輸送する場合は、告示の内容をよく確認の上、その基準に従って輸送を行うこと。
- ・同社は、航空機を運航する場合、非常操作のうち、直ちに対処しなければならない事項については、操縦士が記憶しておく等により、非常事態において適切な操作を迅速確実に実施できる体制を構築すること。

【同社が講じた措置(別添)】(H25. 9. 19)

- ・飛行規程にあるとおりの移動防止措置を講じること、及び飛行前に操縦士が後方荷物室のドアを開いてネットの固定状況を点検することについて、航空本部所属の関係者に改めて周知徹底した。
- ・爆発物等に該当する物件を輸送する場合は、告示の基準についてその遵守状況を再確認し、基準に従った所要の措置を講じた上で輸送するよう、航空本部所属の関係者に改めて周知徹底した。
- ・定期検査において、非常事態における適切な操作の迅速確実な実施を審査項目として確認する、という同社独自の措置を実施することについて、全操縦士に指導徹底し、指名技能審査員にこの措置を実施するよう指示した。

平成 25 年 9 月 25 日
運輸安全委員会

四国航空株式会社所属ユーロコプター式 A S 3 5 0 B 3 型 J A 6 5 2 2
航空事故に係る勧告に基づき講じた措置について（完了報告）

平成 23 年 9 月 22 日に発生したユーロコプター式 A S 3 5 0 B 3 型航空事故について、原因関係者である四国航空株式会社から、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

この航空事故については、平成 25 年 6 月 28 日に事故調査報告書の公表とともに同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同社からの完了報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘 様

四国航空株式会社

代表取締役社長

勧告に基づく「講じた措置等の報告」の提出について

弊社は平成25年6月28日付 運委参第124号「四国航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型JA6522の事故に係る勧告について」を受け、勧告のあった事項について検討を行い、必要な措置を講じましたので、ご報告申し上げます。

当該事故後、弊社は直ちに安全対策を検討しこれを実施しておりますが、今回の勧告を受け、経営トップ、安全統括管理者、部門長など関係者が再度予断なく議論を重ね、改めて必要な周知徹底を行うなど、安全対策に万全を期しております。

弊社は今回の勧告を真摯に受け止め、再びこのような事故を発生させることのないよう、引き続き安全最優先の事業運営を徹底してまいります。



講じた措置等の報告

1. 勧告の内容

- 1-1 四国航空株式会社は、ユーロコプター式A S 3 5 0 B 3型機の後方荷物室に荷物を積載する場合、積載物の移動による不測の事態を防止するため、飛行規程にあるとおりにネットによる積載物の移動防止措置を講じること。また、四国航空株式会社は、爆発物等に該当する物件を輸送する場合は、告示の内容をよく確認の上、その基準に従って輸送を行うこと。
- 1-2 四国航空株式会社は、航空機を運航する場合、非常操作のうち、直ちに対処しなければならない事項については、操縦士が記憶しておく等により、非常事態において適切な操作を迅速確実に実施できる体制を構築すること。

2. 講じた措置等について

- 2-1 「飛行規程にあるとおりにネットによる積載物の移動防止措置を講じること」について
ユーロコプター式A S 3 5 0型系列機の後方荷物室に荷物を積載する場合は、飛行規程にあるとおりにネットによる積載物の移動防止措置を講じること、および飛行前に操縦士が後方荷物室のドアを開いてネットの固定状況を点検することについて、平成25年7月2日から7月10日にかけて航空本部長が航空本部所属の関係者に改めて周知徹底した。
- 2-2 「爆発物等に該当する物件を輸送する場合は、告示の内容をよく確認の上、その基準に従って輸送を行うこと」について
当該爆発物等に係る「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（運輸省告示第572号、昭和58年11月15日）の技術上の基準についてその遵守状況を再確認するとともに、爆発物等を輸送する場合は同基準に従った所要の措置を講じた上で輸送を行うよう、平成25年7月2日から7月10日にかけて航空本部長が航空本部所属の関係者に改めて周知徹底した。
- 2-3 「航空機を運航する場合、非常操作のうち、直ちに対処しなければならない事項については、操縦士が記憶しておく等により、非常事態において適切な操作を迅速確実に実施できる体制を構築すること」について
弊社が毎年実施する定期審査において、当該事項に係る非常事態における適切な操作の迅速確実な実施を審査項目として確認する、という弊社独自の措置を平成25年7月1日に弊社安全統括管理者を含む幹部会において決定した。
弊社運航本部長は全操縦士にこの決定を指導徹底し、弊社航空本部長は弊社指名技能審査員にこの措置を定期審査で実施するよう指示した。

3. その他

- 3-1 当該事故後、弊社ではユーロコプター式A S 3 5 0型系列機の後方荷物室への荷物の積載を禁止する措置を講じている。今後、同系列機の荷物室内の電気装備品及びこれに接続する配線が十分保護されるような改修の義務化が行われ、必要な改修を弊社が完了した後は、必要な措置を講じた上で荷物を積載する。

- 3-2 今後、ユーロコプター式A S 3 5 0型系列機の飛行規程において、非常操作のうち、記憶によって直ちに対処しなければならない事項が明示された時点で、必要事項を所定の規程に織り込むとともに、操縦士全員にその内容を改めて周知徹底する。

参 考

運委参第 124 号
平成 25 年 6 月 28 日

四国航空株式会社
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 後 藤 昇 弘

四国航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型JA6522の
事故に係る勧告について

本事故は、貴社所属ユーロコプター式AS350B3型JA6522の後方
荷物室で火災が発生し、不時着したものと推定される。

後方荷物室で火災が発生したことについては、発火源を特定することはでき
なかったが、後方荷物室内に装備されたストロボライト・パワーサプライに接
続する配線から出火し、付近に積載していた可燃物に延焼した可能性がある
と考えられる。

同配線から出火した可能性があると考えられることについては、同配線が積
載物の移動により損傷を受けず、かつ、配線の破損又は破壊によっても火災発
生の危険を生じさせないように、配線を十分保護する設計及び構造となってい
なかったことによるものである。

また、後方荷物室の積載物は、ネットによる移動防止措置が施されていなか
ったため、積載物の移動による損傷から十分保護されていなかった配線を損傷
した可能性が考えられる。

このため、当委員会は、本事故の調査結果を踏まえ、同種事故の再発防止に
資するため、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、貴社に対
し、下記の事項について検討し、必要な措置を講じることを勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

(1) 積載物について

本事故においては、後方荷物室の積載物がネットによる移動防止措置が施されていなかったため、飛行中に積載物が移動し、荷物室内にある電気装備品の配線を損傷し、火災が発生した可能性が考えられる。

貴社は、ユーロコプター式A S 3 5 0 B 3型機の後方荷物室に荷物を積載する場合、積載物の移動による不測の事態を防止するため、飛行規程にあるとおりにネットによる積載物の移動防止措置を講じること。また、貴社は、爆発物等に該当する物件を輸送する場合は、告示の内容をよく確認の上、その基準に従って輸送を行うこと。

(2) 航空機の非常操作を確実に実施できる体制の構築

本事故において、機長は、客室内に煙が発生したとき航空機の非常操作を行おうとしたが、ニーボードに挟んだ非常操作のチェックリストにより手順を確認する余裕がなく、また必要な非常操作を記憶していなかったため、飛行規程どおりに非常操作を行うことができなかった。

貴社は、航空機を運航する場合、非常操作のうち、直ちに対処しなければならない事項については、操縦士が記憶しておく等により、非常事態において適切な操作を迅速確実に実施できる体制を構築すること。